

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）について

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和5年11月30日（木）から令和5年12月29日（金）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 背景、改正の概要

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」といいます。）の使用製品（以下「PCB使用製品」といいます。）を所有する事業者は、確実に、そのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう努めなければならないこととされています。他方、ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法（平成28年環境省告示第73号。以下「告示」といいます。）に定める方法により使用中のPCB使用製品からPCBを除去し、かつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号。以下「省令」といいます。）で定める基準に適合すれば、「環境に影響を及ぼすおそれの少ないもの」として、PCB使用製品に該当しないものとなります。その基準は、製品に封入されているPCBを含む油について、当該油に含まれるPCBの量が0.3mg/kg以下であることとされています（省令第5条）。

今般、低濃度PCB使用製品（使用中の低濃度PCB含有機器）の洗浄技術について審議する有識者会議において実証試験結果等を評価した結果、無害化することまで可能な技術としてCDP技術を用いた洗浄方法の有効性が新たに確認されました。

これを受け、今般、PCB除去方法としてCDP洗浄法を新たに追加します（告示改正）。また、CDP洗浄法によるPCB除去後に想定される絶縁油中PCB濃度と現行の低濃度PCB廃棄物（廃油）の該当基準（省令第2条）を踏まえ、「環境に影響を及ぼすおそれの少ないもの」の基準を0.5mg/kg以下に改めます（省令改正）。

2. 意見募集の対象

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去する方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（案）

3. 意見募集要項

(1) 募集期間

令和5年11月30日(木)から令和5年12月29日(金)まで
(※郵送の場合は締切日17時必着)

(2) 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口(e-Gov)を利用する場合

電子政府の総合窓口(e-Gov)の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

(意見提出様式)

[件名] 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(案)」等に関する意見
(郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。)

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・該当箇所(どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。)
- ・意見内容
- ・理由(根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

<注意事項>

- ・意見は日本語で提出してください。
- ・郵送の場合は、A4判の用紙にて提出してください。
- ・電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

<宛先>

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課/ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 宛て

(3) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口(e-Gov)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、120円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒(A4版の冊子が折らずに入るサイ

ズのもの)を同封の上、「『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(案)』等関係資料希望」と封筒表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記(2)②の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(4) 注意事項

- ・御提出いただいた意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様から頂いた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

(5) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-5521-9274
FAX:03-3593-8264
電子メール:hairi-sanpai@env.go.jp